

議案第 1 2 号

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

墨田区学童クラブ条例（平成 1 1 年墨田区条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

亀沢学童クラブ	東京都墨田区亀沢一丁目 2 7 番 5 号
---------	-----------------------

付 則

この条例は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学童クラブの待機児童の解消を図るため、墨田区亀沢保育園の 4 階及び 5 階において学童クラブ事業を実施することに伴い、当該学童クラブの名称及び実施場所を定める必要がある。